決済銀行契約書

　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が株式会社ほふりクリアリング（以下「丙」という。）のDVP参加者として丙との間において行う資金の受払いに関する決済銀行の業務の取扱いについて、以下のとおり契約を締結する。なお、本契約書中において、丙の業務方法書その他の丙の規則（以下単に「業務方法書」という。）の用語と同一の用語は、同一の意味をもつものとする。

（適用）

第１条　乙は、丙の業務方法書並びに本契約及びその付属合意書に定めるところに従い、甲がDVP参加者として丙との間で行うべき資金の受払いに関する決済銀行の業務（次条に定めるものをいう。）を取り扱う。この場合において、付属合意書と本契約との間に抵触する規定がある場合には、本契約の規定が付属合意書の規定に優先するものとする。

２　本契約は、甲と乙が、丙に業務方法書の定めるところにより決済銀行指定の申請を行い、丙が承認したことを条件として効力を生じる。

３　前項の規定にかかわらず、業務方法書の定めるところに従い乙が丙との間で代理資金決済事務取扱契約を締結しないときは、本契約は失効するものとする。

（決済銀行の業務）

第２条　甲は、乙を決済銀行として指定し、乙が甲を代理して次の各号に掲げる丙との間の資金の受払いに関する業務を行うことを委託し、乙は業務方法書並びに本契約及びその付属合意書に定めるところに従いこれを受託する。

（１）　参加者決済額に係る丙への支払又は丙からの受領

（２）　決済促進送金の丙への預託及び決済促進送金預託残高の丙からの返還

（３）　参加者基金の丙への預託及び参加者基金預託残高の丙からの返還

（資金の授受方法）

第３条　決済銀行の業務に関連して甲と乙との間で資金の受払いを行う乙の本支店の預貯金口座その他の資金決済の手段については、付属合意書において定めるものとする。

２　乙が行う丙との間の資金の受払いについては、業務方法書の定めるところに従い、日本銀行当座預金取引における乙の当座勘定と丙の当座勘定との間の振替（以下単に「振替」という。）により行うものとする。

（決済銀行受払額）

第４条　甲と乙は、第２条第１号に規定する資金の受払いに関する委任事務の履行方法として、乙が丙との間で、乙が決済銀行として次の各号に定めるいずれかの方法のうちからあらかじめ付属合意書において指定したものに基づき計算した決済銀行受払額の授受を行うことに合意する。この場合において、甲と乙は、決済銀行受払額が零になる場合であって、業務方法書の規定に基づき甲と丙との間の参加者決済額に係る支払債務が履行され、消滅する時に、決済銀行受払額の授受が行われたものとみなして、本契約を適用することに合意する。

（１）　甲及びそれ以外の乙を決済銀行と指定するすべての決済銀行指定参加者の参加者決済額及び乙の参加者決済額の差引額

（２）　甲及びそれ以外の乙を決済銀行と指定するすべての決済銀行指定参加者の参加者決済額の差引額

（３）　甲の参加者決済額

２　乙は、前項の規定により乙が選択した決済銀行受払額の計算方法を変更しようとする場合には、甲の同意を得て、変更しようとする日の３日前（休業日を除外する。以下同じ。）までの日に丙にその旨の申請を行う。この場合、当該変更の合意は、丙が承認したことを条件として効力を生じる。

（決済銀行受払額の授受の依頼）

第５条　甲と乙は、決済日ごとの振替実行時限後において、丙の指定した方法により、丙から甲の参加者決済額及び乙の決済銀行受払額の通知を受領したときに、丙との間の当該決済日の決済銀行受払額の授受について甲から乙に依頼が行われたものとみなすことに合意する。

（差引支払参加者）

第６条　前条の規定により乙が丙から通知を受けた甲の参加者決済額が丙への支払いである場合において、乙は、付属合意書に定めるところにより、甲から参加者決済額相当額の資金を受領したときに、その決済日における決済銀行受払額の授受の依頼を承諾し、併せて、その旨の丙への通知（以下「承認通知」という。）を業務方法書の定める時刻までに行うものとする。

２　乙は、決済銀行受払額が丙への支払いであるときには、丙に前項の承認通知を行った後、業務方法書の定める時刻までにその支払いを行うものとする。ただし、付属合意書に定めるところにより、甲からその参加者決済額相当額の資金を受領している場合において、乙が適当と認めるときは、前項の承認通知を行わずに、丙への決済銀行受払額の支払いを行うことができるものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決済日の決済銀行受払額の授受の依頼は承諾せず、その旨の丙への通知（以下「不承認通知」という。）を業務方法書の定める時刻までに行うものとする。

（１）　付属合意書に定めるところにより、乙が甲からその参加者決済額相当額の資金を受領していないとき。

（２）　本契約が終了しているとき。

（３）　甲に生じた事由により、法令の規定に基づき、乙が甲の代理人として決済銀行の業務を行うことが禁止されたとき。

４　第１項に規定する場合において、乙と丙との間において決済銀行受払額の授受が行われる前に前項第２号又は第３号のいずれかに該当したときは、乙は、業務方法書の定めるところに従い、その旨、丙に追加不承認通知を行うものとする。

（差引受取参加者）

第７条　第５条の規定により乙が丙から通知を受けた甲の参加者決済額が丙からの受取りである場合には、乙は、当該決済日の決済銀行受払額の授受の依頼を承諾し、承認通知を業務方法書の定める時刻までに行うものとする。

２　乙は、決済銀行受払額が丙への支払いであるときには、丙に前項の承認通知を行った後、業務方法書の定める時刻までにその支払いを行うものとする。ただし、乙が適当と認めるときは、前項の承認通知を行わずに、丙への決済銀行受払額の支払いを行うことができるものとする。

３　前２項の場合において、乙は、丙との間で決済銀行受払額の授受を行った後、付属合意書に定めるところにより、甲に対して甲の参加者決済額相当額の資金の支払いを行う。

４　第１項に規定する場合において、乙は、甲が前条第３項第２号に該当しているときは、当該決済日の決済銀行受払額の授受の依頼は承諾せず、不承認通知を業務方法書の定める時刻までに行うものとする。

５　第１項に規定する場合において、乙と丙との間において決済銀行受払額の授受を行う前に本契約が終了したときは、乙は、業務方法書の定めるところに従い、その旨、丙に追加不承認通知を行うものとする。

（決済促進送金又は参加者基金）

第８条　業務方法書及び付属合意書の定める時間までに、甲から乙に対し、丙に対する決済促進送金又は参加者基金の預託の依頼があった場合において、乙は、付属合意書に定めるところにより、甲から決済促進送金又は参加者基金の預託額相当額の資金を受領したときに、それらの預託額相当額の丙への支払いを承諾し、その振替を行うものとする。

２　乙は、丙から甲の決済促進送金預託残高又は参加者基金預託残高の返還である旨を明示された振替を受けたときは、付属合意書に定めるところにより、甲に対して甲の決済促進送金預託残高又は参加者基金預託残高の返還額相当額の資金の支払いを行う。

（口座系）

第９条　甲は、業務方法書の定めるところにより丙に口座系の利用申請を行おうとする際には、その口座系の数及び名称並びに口座系に関する参加者決済額の算出方法について、あらかじめ乙に通知しなければならない。

（報告）

第１０条　甲は、甲の参加者決済額の予定額その他乙が決済銀行の業務を行うために必要な事項について、乙が請求したときは、乙に対して遅滞なく報告するものとする。

（通知・報告の方法）

第１１条　本契約に基づく甲又は乙の相手方に対する通知又は報告の方法及び宛先等について必要な事項は、付属合意書に定める。

２　前項の通知又は報告は、その相手方の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時期にその相手方に到達したものとみなす。

（解約）

第１２条　甲は、乙が丙から決済銀行の業務の停止に係る措置を受けた場合その他これに準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合は、乙に対して通知することにより、本契約を解約することができる。

２　乙は、甲が業務方法書の定めるところにより丙への債務について期限の利益を喪失したとき又は清算対象取引に基づく債務の引受けの停止若しくは清算資格の取消しその他丙による業務方法書に基づく措置を受けたときその他これらに準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したときは、甲に対して通知することにより、本契約を解約することができる。

３　甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合において、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されないときには、当該相手方に対して通知することにより、本契約を解約することができる。

４　前３項の規定によるほか、本契約は、甲乙協議の上、合意により解約することができる。

５　前４項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から　日以上前に、相手方に対し通知することにより、本契約を解約することができる。

６　前５項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲又は乙は、丙に対しあらかじめ申請を行わなければならない。この場合において､第１項から第３項まで及び前項の規定による解約の場合には、相手方に対して通知をした後遅滞なく、第４項の規定による解約の場合には、解約しようとする日の３日前までの日に当該申請を行うものとする。

７　第１項から第５項までの規定による解約は、前項の申請に基づき、丙がこれを承認しなければその効力を生じない。

（秘密保持）

第１３条　甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（手数料）

第１４条　乙が甲のために行った決済銀行の業務に関する手数料の額及び諸費用の負担については、付属合意書その他当事者間で定めるところによる。

（免責）

第１５条　次の各号の事由により本契約の規定による丙への振替及び甲への資金の支払いが不能又は遅延した場合であっても、これにより甲に生じた損害については、乙は責任を負わないものとする。

（１）　天災地変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

（２）　乙が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末装置、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき。

（権利義務譲渡の禁止）

第１６条　甲及び乙は、相手方及び丙の事前の書面による同意なくして、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第１７条　本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

２　本契約に関する訴訟については、　　地方裁判所を管轄裁判所とする。

（協議）

第１８条　本契約に定めのない事項は、業務方法書の規定に抵触しない範囲内において、法令、本契約以外の甲と乙との間の契約及び諸慣行の定めるところにより処理し、これらに定めなき事項に関しては、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

（存続）

第１９条　本契約に含まれる規定でその条項により本契約の終了後も甲又は乙により履行されることを必要として又は予定する規定は、本契約の終了後も存続する。

本契約の成立を証して本契約書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

住　　所

甲（決済銀行指定参加者）　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　　所

乙（決済銀行）　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印